

オーストラリアにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	アンチダンピング措置の濫用	・2004年4月1日、厚板へのAD 暫定税賦課(日本、韓国、中国、インドネシア)。 2009年4月1日、措置期間満了により措置撤廃。	措置の撤廃。	税関通達 2012/661 号	
	日鉄連			・2012年6月15日、日本、韓国、台湾、マレーシアからの熱延鋼板類に対し、AD 調査開始。 2012年12月20日、日本・0%(酸洗コイル)及び7.5%(酸洗コイル以外)、韓国・2.6~11.8%、台湾・2.6~8.2%、マレーシアが15.4%のAD 税賦課決定。 2017年4月4日、サンセット見直し調査開始。 2017年12月16日、産業・イノベーション・科学研究省による最終決定。日本、韓国、マレーシアに対しては措置撤廃、台湾に対しては措置継続とされた。			
	日鉄連			・2013年2月12日、日本、中国、インドネシア、韓国、台湾からの厚板に対するAD 調査を開始。 2013年7月19日、台湾を除く4カ国に対し、暫定措置を発動。 2013年12月19日、AD委員会が台湾を除く4カ国(CVDは中国のみ)に対し、クロの最終決定。日本:14.3%、中国:AD:0~22.1%、インドネシア:8.6~19.3%、韓国:0~20.6%のAD 税賦課決定、中国には併せて2.6~36.9%のCVD 税の賦課が決定。			措置の撤廃。
	日鉄連			・2013年10月24日、日本、韓国、台湾、タイからの形鋼に対し、AD 調査を開始。 2014年3月14日、日本、韓国、台湾、タイに対し、暫定措置を発動。 2014年11月20日、日本、韓国、台湾、タイに対し、クロの最終決定。日本:12.15~12.23%、韓国:2.52%~3.24%、台湾:2.20~7.89%、タイ:18.28~19.48%のAD 税賦課決定。			日本に対する調査の中止。
	日鉄連			・2014年1月8日、日本、フィンランド、スウェーデンからの合金鋼熱処理厚板に対し、AD 調査を開始。2014年5月19日、日本、フィンランド、スウェーデンに対し、暫定措置を発動。2014年11月5日、日本、フィンランド、スウェーデンに対し、クロの最終決定。日本:24.5~26.1%、スウェーデン:9.6%、フィンランド:10.8%のAD 税賦課決定。			日本に対する調査の中止。
				(対応) ・2004年4月1日、厚板へのAD 暫定税賦課(日本、韓国、中国、インドネシア)。 2009年4月1日、措置期間満了により措置撤廃。 ・2012年6月15日、日本、韓国、マレーシア、台湾から輸入されている熱延コイルに対しAD 調査を開始。 ・2012年12月4日、ギラード首相は、苦情調査委員会の設置などのアンチダンピング制度改革案とその対象品目19品目を発表した。日本からの輸入は熱延コイルとポリ塩化ビニル樹脂(PVC)が対象となる。 ・2013年2月12日、オーストラリア税関は、ブルースコープ・スチールの申請を受けて日本、中国、インドネシア、韓国、台湾から輸入される熱延鋼板に対してアンチダンピング調査を開始すると発表した。7月18日、オーストラリアAD 委員会は中国(CVDを含む)、インドネシア、日本、韓国および台湾から輸入される厚板に対するAD 調査の仮決定を発表した。日本からのものは14.3%。 ・2014年11月5日、日本、フィンランド、スウェーデンからの合金鋼熱処理厚板に対し、AD 調査の結果、日本製品に24.5~26.1%、スウェーデン9.6%、フィンランド10.8%のAD 税賦課の最終決定を下した。			

経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	時計協	(2)	輸入木製品への燻蒸処理実施義務	・木製品の輸入に際し、全て燻蒸処理を輸出前に完成品レベルで実施しなければならない。	・規制撤廃。		
	日鉄連	(3)	輸入モニタリング	・2002年4月、輸入鋼材全般を対象とした輸入モニタリングの実施。	・規制撤廃。		
	時計協	(4)	時計バンドの輸出入許可の煩雑	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約	
	時計協	(5)	ATA カルネによるサンプルの輸出入許可の煩雑	・ATA カルネを使った時計のサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。		
	日機輸	(6)	TPP 協定の暫定案文の ISDS 条項に対する懸念	<p>・TPP 協定の暫定案文第9章(投資章)にある ISDS 条項(Investor-State Dispute Settlement Clause: 投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP 参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。</p> <p>(対応)</p> <p>・2016年2月に12か国がTPP協定に署名したが、2017年1月に米国が離脱宣言をしたため、11か国の閣僚がTPP早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会合において、TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定:CPTPP)を大筋合意した。</p> <p>2018年3月8日には、我が国を含めて11か国の閣僚がチリのサンティアゴで開催されたTPP11署名式において署名を行った。新協定では、凍結項目にISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)が含まれた。</p> <p>[TPP 11]</p> <p>第二条特定の規定の適用の停止(凍結)締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締約国は、これらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する。</p> <p>・2018年7月20日現在、我が国を含む3か国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報済み。</p> <p>日本政府は、2018年7月6日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の国内手続の完了について、本6日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行った。</p> <p>・2018年12月30日、TPP11協定発効。</p>	・ISDS 条項に対する再検討。	・TPP 協定の暫定案文	
14	税制	日機輸 日商 日機輸 日商	(1)	BEPS 対応の過度な企業税務情報の開示	<p>・2016年7月1日以降に始まる決算について、非上場会社であっても、親会社のグローバル連結ベースの売上がA\$1000M以上の場合、上場会社並みの詳細な開示資料の作成し、証券委員会へのファイリングを求める。</p> <p>・A\$100M以上の売上高がある会社について、会社名、売上高、課税所得、法人税額をエクセル形式で開示。課税当局はメディアで取り上げるよう誘導しており、当社のようなコンプライアンス経営に取り組む企業まで開示するのは、公平性に欠ける。</p>	<p>・従来通りの限定的開示への変更を希望。</p> <p>・開示の即時停止を希望。</p>	<p>・Taxation Administration Act, Section 3CA Reporting of information by significant global entities</p> <p>・Taxation Administration Act, Section 3C Schedule 5 – Tax secrecy and transparency</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16雇用	日機輸 日商 日機輸 日機輸	(1)	就労ビザ申請要件の厳格化、審査手続の長期化、高コスト	<p>・2017年7月に就労ビザ厳格化の法改正について発表。英語力が必須条件、職業リストの変更、無犯罪証明書の取得義務化など含めた厳しい条件となった。また2018年3月より申請料金が大幅な値上げになった【←進展あり】</p> <p>・2017年4月以降の就労ビザの大幅改訂により申請要件が厳格化したことに加え(無犯罪証明書の提出ならびに海外渡航履歴の申告)、これまで2週間から1ヶ月程度だったビザ発給までの審査期間が、2-3ヶ月から半年程度要しており、駐在員派遣に重大な支障が発生している。</p> <p>・外国人労働ビザ(457ビザ)の制度改正に伴い審査が長期化している。 例)ビザの有効期限の短縮化(職種によっては最長2年) 英語テスト実施(免除規定あり)、 無犯罪証明書の提出義務化</p>	<p>・2012年の遠隔地勤務手当の課税、 2013年の申請コストの値上げ、英語力の要件追加に続く、外国人労働者向けの制度変更であり、ビザ取得に関する手続きの簡素化及び審査期間の短期化をお願いしたい。</p> <p>・就労ビザ申請の要件簡素化および審査の迅速化を早急に対応頂きたい。</p> <p>・審査の短期化。</p>	<p>・移民法 ・日豪 EPA</p>	
			(対応)	<p>・サブクラス 457 ビザの取得には、3段階(スポンサーシップ→ノミネーション→長期就労ビザ)の申請許可が必要となる。申請書に必要な書類は、パスポート、Form1066、結婚証明書、スポンサーシップ許可証、ノミネート許可証、資格審査書類の他、1年を越えて滞在する場合、健康診断書、人物審査、過去の出入国歴に関する書類等を提出する必要がある。更に英語を第一母国語としない国の居住者には、一定レベルの英語力を求められる。豪州企業がスポンサーの場合はインターネット申請、豪州国外企業がスポンサーの場合は在日豪州大使館で申請となる。</p> <p>・2008年5月5日、エバンス移民・市民権相は、 1) 457ビザ申請の処理の円滑化のため特別チームをシドニー、メルボルン、パースに設置する、 2) 良好な実績のある企業に申請に当りファーストトラックを認めるという改善案を早期に実施すると発表した。</p> <p>・2009年3月16日、エバンス移民・市民権相は、2008/2009年度の技術者移民の受け入れ枠を当初予定の13万3,500人から11万5,000人に削減すると発表した。</p> <p>・2009年7月1日、移民・市民権省は、長期就労ビザ(457ビザ)の審査の一部変更を発表した。これにより、安全確保と不正防止の観点から、ブラジル、フィジー、中国、インド、バブアニューギニア、フィリピン、南アフリカ共和国、タイ、ベトナム、ジンバブエの10カ国からの溶接工、自動車工、料理人、整備工、金属製造業工については技術審査が必要となる。これら対象国と職種については、今後、さらに追加されるとしている。</p> <p>・2009年7月1日、移民・市民権省は、長期就労ビザ(457ビザ)の規則を一部改正して、457ビザを持つ労働者の最低賃金を4.1%引き上げるとした。これにより最低賃金は、一般職で年間4万5,220オーストラリア・ドル(豪ドル)、IT関連職は、6万1,920豪ドルとなる。 2011年9月現在、一般職で年間4万9,330豪ドル、IT関連職で6万7,556豪ドルとなっている。</p> <p>・2010年2月18日、移民・市民省発表によると、2009年/2010年度累積(09年7月~10年1月)の457ビザの認可件数が47.4%減少した。</p> <p>・2010年2月現在、457ビザの申請から認可まで約1カ月程度かかるのが一般的であるが、2009年後半3カ月以上かかっていたことに比べると、改善しているとの感触。(2010年2月26日付JETRO通商弘報)</p> <p>・2013年7月1日、連邦政府は457ビザの取得条件を改正した。既に雇用しているオーストラリア人および永住権保持者の業務研修に係る要件、スポンサー可能な従業員数の上限、技能の査定要件、スポンサーする従業員の賃金の妥当性に対する評価、英語力に関する規定を職業によって免除する措置の廃止などビザ取得条件を厳格化した。</p>			
			(改善)	<p>・2014年10月14日、連邦政府は457ビザの規制を緩和すると発表した。その骨子は、 (1) 不正のリスクが少ない申請者については審査を簡素化する (2) 新規事業者のビザスポンサー期間を12カ月から18カ月に延長する</p>			

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				(3) スキルと英語テストの条件を緩和する (4) 毎年改定している申請者の年収の閾額 5万 3,900 豪ドルを 2 年間据え置く 産業省発表 Reforming skilled migration to improve Australia's competitiveness 2014 年 10 月 14 日 (https://www.minister.industry.gov.au/ministers/macfarlane/media-releases/reforming-skilled-migration-improve-australias-competitiveness)		
17	知的財産制度運用 製薬協	(1)	Market-size Damage	・特許権者である先発メーカーが、自己の特許権を正当に権利行使して後発品に対する差止請求を行なったにもかかわらず、政府(DOH)が market size damage を要求した事件が係属中である。 ・仮に政府の要求が認容され確定すれば、特許権者の権利を間接的に制限しようとする政府による圧力であり、知的所有権の侵害発生を防止するための救済措置や抑止措置が可能なような国内環境を確保することが求められる TRIPS に違反する虞がある。	・特許権者側が、審査官に対して意図的に虚偽の応答をした、データを捏造したなど、悪質な手段により不当に権利化した特許の権利行使や、特許権者が無効と知りながら行なった権利行使など権利濫用の場合に限定されるべきである。	・TRIPS 42、44 条 ・Commonwealth of Australia v Sanofi-Aventis & Ors commenced in the Federal Court of Australia
26	その他	(1)	電力の安定供給の不足・電力料金の上昇	・政府方針により、CO2 排出減を目的として火力発電所が閉鎖、電力コストが大幅に上昇。特にビクトリア州での上昇が顕著でビジネスへの影響大。 (対応) ・国際エネルギー機関(IEA)によると、2012 年のオーストラリアの電源構成は石炭火力が約 7 割、ガス火力が約 2 割、その他(水力、再生可能エネルギーなど)が約 1 割という比率になっている。オーストラリアの 2012 年の 1 次エネルギー自給率は 247.4%。エネルギーの自給率は、石炭 511.6%、天然ガス 158.8%。 ・2009 年に労働党政権は、再生可能エネルギー源利用促進法に基づき、オーストラリアの再生可能エネルギー発電量を 2020 年までに全発電量の 20% の 4 万 1,000 ギガワット時に引き上げる目標を設定したが、2013 年 9 月の総選挙で勝利した保守連合政権はこの 20% 目標を見直し、2020 年の再生エネルギー目標を 3 万 3,000 ギガワット時へと引き下げた。		・再生可能エネルギー源利用促進法
	日機輸 日商 日機輸 日商 日機輸	(2)	物流・インフラ未整備	・日本～西豪州間の配船が減少。 以前(約 2 年前まで)は毎月配船があったが(Dampier, Broome 等)、貨物減少により高価格での Time Charter を実施せざるを得ず、Charter できた場合でも運賃の変動が大きく採算不安定にならざるを得ないことに加え、船社の質低下により貨物のコンタミネーションなどトラブルが発生している。 ・インフラ(港湾・鉄道等)整備の遅れ。 ・20ft コンテナの輸入数が減少し、コンテナにタイト感有り。特に 1-3 月は穀物の収穫後輸出ピーク時期に当たるので季節要因も有り 20ft コンテナのタイト感が目立つ。20ft コンテナ輸入数の減少は自動車メーカーの生産撤退に伴う関連部品の輸入減少に起因するものと見られ、今後慢性的な問題となる可能性有り。		
	日機輸	(3)	港湾の民営化による経費の上昇	・メルボルン港湾局の民営化により、土地賃借料・関連作業費用が上昇。		

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。